

令和6年度

南 あ わ じ 市

定期監査・行政監査報告書

南あわじ市監査委員

目 次

1	監査の根拠等	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
(1)	災害対策事業について	
ア	監査における事業抽出	2
イ	監査の着眼点	2
ウ	監査の実施内容	3
エ	監査の結果	3
オ	監査意見	7

1 監査の根拠等

この監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、南あわじ市監査基準等に準拠して実施した。

2 監査の種類

定期・行政監査

※ 財政援助団体等を所管する部署に係る管理事務が適正に実施されているかを検証する監査を財政援助団体等監査と同時に実施したので、その結果は財政援助団体等監査報告書に記載するものとする。

3 監査の対象

本年度は、下記をテーマとし、重点的に監査を行った。

- (1) 災害対策事業について（危機管理部危機管理課）

ア 監査における事業抽出

災害対策事業は、幅広く多くの事業を実施している。本監査においては、次の２点に視点を置いた上で対象となる事業を抽出し、監査を実施した。

(ア) 災害時における衛生面の確保

「トイレカー事業、マンホールトイレ事業及び災害時協力井戸登録制度」

(イ) 防災における拠点施設の活用

「B & G 防災拠点助成事業」

抽出理由は、次のとおりである。

令和６年１月に発生した令和６年能登半島地震において、避難所における衛生面の確保とライフラインの復旧が課題となった。本市においては、発災直後から石川県珠洲市にトイレカー及び職員派遣を行ったところである。その実績も踏まえ、本市における取組について監査を実施した。

また、B & G 防災拠点助成事業については、助成最終年度（令和５年度）と助成終了初年度（令和６年度）の取組等について、監査を実施した。

なお、本監査における「災害対策事業」とは上記(ア)及び(イ)を指すものとする。

イ 監査の着眼点

監査は、次の項目について重点的に実施した。

(ア) 災害対策事業は、事務事業の執行にあたり、市民の福祉増進、市民サービスの向上に努めているか。

(イ) 災害対策事業は、社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。

(ウ) 災害対策事業は、能率的、効果的に行われ、改善すべき点はないか。

(エ) 災害対策事業は、法令等に従って適正に行われているか。

(オ) 災害対策事業は、簡素で、かつ合理的なものとなっているか。

(カ) 災害対策事業は、各部局間の連携、整合性、統合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか。

ウ 監査の実施内容

(ア) 監査の期間等

令和 6 年 10 月 2 日から同年 12 月 12 日まで

関係職員等の説明を聴取した日

a 事前審査

日程：令和 6 年 10 月 18 日

対象：危機管理部危機管理課

b ヒアリング

日程：令和 6 年 11 月 27 日

対象：危機管理部危機管理課

(イ) 監査の方法

ヒアリング（審査）の実施に当たり、事前に所管部署へ概要資料作成及びその作成資料から事業の効果測定等を依頼するとともに、ヒアリング時に当該説明を求め、監査の着眼点を基に所管部署に対して聴取り調査を実施した。

エ 監査の結果

1 ページ 1 から 3 まで及び上記アからウまでに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった災害対策事業においては、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにされており、おおむね適正であると認められる。

審査の詳細及び監査意見については、次のとおりである。

(ア) 災害時における衛生面の確保（トイレカー事業、マンホールトイレ事業及び災害時協力井戸登録制度）

a トイレカーについて

本市保有のトイレカーが全国的に注目を浴びたのは、令和 6 年能登半島地震への派遣によるものが大きい。当該派遣状況も含めトイレカーに係る事業については次のとおりである。

(a) トイレカーの車両概要

①購入年月日 令和 2 年 11 月 17 日

②購入費用 15,804 千円(財源内訳:地方債(緊防債)6,900 千円、
交付金 8,904 千円)

③車両 3 トントラックタイプ、糞尿車登録
車両を運転する際は、準中型免許が必要。平成 19
年道路交通法改正前に取得した普通免許の場合、
運転可能。

④トイレルーム 男性用:小便器 1 基、大便器 2 基
女性用:大便器 2 基
多機能:大便器 1 基、オストメイト対応 1 基

⑤その他設備 垂直昇降機、おむつ交換台、ベビーキープ、換気
システム、ソーラーパネル、バッテリー蓄電、清
水タンク 730ℓ、便槽タンク 1,046ℓ

⑥通常時維持管理費 令和 6 年度予算 387 千円

(b) トイレカー協定の実施

6 市で協定を結んでいる。この協定は、協定先である自治体にお
いて大規模災害が発生した場合、速やかにトイレカーを派遣するも
のである。

(c) 令和 6 年能登半島地震トイレカー派遣状況

①派遣期間 トイレカー:令和 6 年 1 月 7 日から 5 月 31 日まで
職員:令和 6 年 1 月 7 日から 2 月 10 日まで

②派遣人員 合計 15 名(6 陣に分けて派遣)

③業務内容 トイレカーの維持管理、避難所におけるニーズ調
査等

④派遣に要した費用 原則、災害救助法による求償対象

(d) 監査ヒアリング時点のトイレカーの所在

令和 6 年奥能登豪雨災害により、令和 6 年 10 月 28 日から石川県
輪島市へ派遣している。ただし、派遣期間中、本市において大規模
災害が発生した場合は、返却してもらうこととしている。

b マンホールトイレについて

避難所等でのトイレ不足や汚物による悪臭に対応するため、大きな

被害が想定される地域の避難所等に設置。現在の整備状況は次のとおりである。

(a) マンホールトイレの概要

①設置年度 令和5年度

※一部平成30年度設置。令和6年度設置予定なし。

②設置場所及び個数 福良小学校 4基（令和5年度/貯留型）

南淡中学校 4基（令和5年度/貯留型）

阿万小学校 4基（令和5年度/貯留型）

賀集八幡公園 2基

（平成30年度/下水道接続型）

※平成30年度設置分については、下水道接続型としていたが、大規模災害時において下水道等が損傷し使用できない場合を想定し、令和5年度設置分については貯留型とした。

③設置費用（総額） 13,471千円（令和5年度分）

(b) 簡易水洗式トイレ台座の概要

①設置年度 令和5年度

②設置場所及び個数 福良小学校 2基

南淡中学校 2基

阿万小学校 2基

※令和6年度に各2基購入予定。

③設置費用（総額） 1,492千円

（令和5年度分/災害用トイレ購入按分）

※B & G防災拠点整備事業補助金を活用。

1,814千円（令和6年度予算）

(c) 車椅子用トイレハウスの概要

①設置年度 令和5年度 ※令和6年設置予定なし。

②設置場所及び個数 福良小学校 1基

南淡中学校 1基

阿万小学校 1基

③設置費用（総額） 706 千円

（令和 5 年度分/災害用トイレ購入按分）

※B & G 防災拠点整備事業補助金を活用。

c 災害時協力井戸について

大規模災害時における水道施設等の損傷により、水の供給が困難となり当該水道施設等が復旧するまでの間、市民及び事業所所有の井戸を生活用水（清掃・トイレ・洗濯等）として無償提供いただくための登録制度。登録状況等は次のとおりである。

(a) 登録件数 11 件（令和 4 年度 8 件、令和 5 年度 2 件、令和 6 年度 1 件）

(b) 登録手続及び費用

所有者からの申出により、審査（現地確認、水質検査）を実施し、要件を満たした場合、井戸に登録看板標識を設置するとともに、所在地を公表する。

所有者の費用負担は無く、市の費用により水質検査及び標識を作成する。

(c) 災害時における使用方法等

協力井戸に登録となった所有者に対し手引を送付するとともに、市のホームページに手引を掲載し市民へ周知する。

(イ) 防災における拠点施設の活用（B & G 防災拠点助成事業）

a B & G 防災拠点助成事業の概要

B & G 財団と日本財団が連携し、日本各地で発生する自然災害への備えとして、①重機等を備えた防災拠点の整備、②重機や機材等を活用する人材の育成、③防災拠点や人材の有効活用を目指す災害時相互支援体制の構築、の 3 点を一体的に行う事業を推進している。

本市においても、B & G 財団より令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間に、計 3,900 万円の助成を受け、防災設備の機材及び重機の購入、研修等を実施した。

また、令和 6 年能登半島地震の際には、B & G 財団と締結している「防災拠点および災害時相互支援体制構築に関する協定」に基づき、石

川県七尾市ヘスライドダンプを派遣した。

b 防災資機材の管理について

B & G 防災拠点整備事業による配備・購入物品等一覧を作成し、年度ごとに購入した備品や研修等実施状況を記録している。

防災資機材の保管状況については、既存の避難所台帳（避難所備蓄物資一覧）に整備している。

また、一部動産備品である油圧ショベルやスライドダンプについては、平時においては使用頻度が低いことから、より多くの活用頻度が見込まれる建設課に所管替えし、維持管理を実施している。その他備品については、所管課において一元管理している。

なお、備蓄品等の入替え等の計画に対し、賞味期限等のある物品を購入していないため入替え等は見込んでいないものの、資機材については、耐用年数等を考慮して管理を実施している。

c 研修状況について

令和3年度から継続している研修（広域研修・本市における研修等）においては、市職員に限らず、消防団員等とともに研修を実施しており、研修内容も救助艇や重機活用等など、実践的な研修を実施している。また、助成の終了した令和6年度においても、助成期間中と同様に研修を実施している。

オ 監査意見

はじめに、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨災害に際し、トイレカーと共に、発災直後の被災地に派遣され当地の住民のために職務を果たされた職員に対し敬意を表したい。

今回のヒアリング監査において、当初トイレカーを実地調査する予定であった。しかし、石川県輪島市へ災害派遣されているため、映像等による資料提供を求めた。提供された資料には、令和6年能登半島地震の派遣状況も含まれており、地割れした道を通行しながら現地入りし、雪と寒さの中で多くの被災者支援に当たる職員の様子に、頭が下がる思いを感じた。

今回の職員派遣が迅速に行われたのも、以前からの本市における防災対

策事業への取組によるものと考えられる。

決算総額に占める消防費の割合は、トイレカーを導入した令和2年度では3.1%、令和3年度は3.3%、令和4年度は3.4%、令和5年度は3.2%である。近年本市において大規模災害は発生していないものの、一定した予算財源の中で毎年見直しを行いながら備えを強化している。

その備えは机上の空論でなかったことが、令和6年能登半島地震のトイレカー帰庁報告から見てとれる。被災地における避難所等のトイレは、個数が不足し、汚物が溢れ悪臭が漂うなど劣悪な状況であった。この状況は、衛生環境の悪化だけでなく人の体調面にまで影響を及ぼすおそれがある。その点にいち早く着目し、トイレカーやマンホールトイレ整備に着手していたことは、大規模災害のニーズを把握し、必要な場所に必要な経費を投資していることの一例であろう。

加えて、大規模災害時において水道施設等の損傷により、生活用水を含めた水の確保が大きな課題であることを再認識させられた。本市における災害時協力井戸の登録制度は、令和4年度より開始しているが、登録件数は思うように増えていない。しかしながら、その重要性は派遣職員たちもトイレカー帰庁報告において挙げており、水質の安全性を確保する必要があるものの、災害における自助共助に賛同してくれる井戸所有者に期待したい。

市民からも令和6年能登半島地震以降、自主防災組織に関する問合せは多くなったという。主な内容は、道路の寸断等により避難所までたどり着けない場合に備えた組織設立である。これは、市民の防災意識が向上しつつある傾向の表れであると考えられる。

では、そのような市民に対し、職員はどのように応えればいいのか。

市がB & G財団の防災拠点助成事業を活用し、実施した研修内容は、多種多様であった。救助艇を活用した水難救助対応、重機を活用した整地解体研修等、大規模災害における避難から復旧までを見越した研修内容を実施している。助成金のない本年度においても継続した研修を実施しており、職員の防災・減災に対する人材育成にも注力していることがうかがえる。

しかし、職員の人材育成の視点から見れば、これだけ注目されたトイレカーにも課題はある。運転には準中型免許が必要であり、平成 19 年道路交通法改正前の普通免許所持者であれば運転可能であるため、現在は運転できる職員も多いが、十数年後にはその職員も減少するという。現在ある防災備品等を活かすためにも、職員の継続した人材育成と能力開発が望まれる。

本監査における防災対策事業については、先を見据えた一体的な対策に取り組み、災害派遣の経験を基に新たな課題に対し見直しを図るなど、おおむね適正に執行されていると認められる。

今後は、職員の更なる防災意識向上と投資した災害備品等が継続して活用できる対策を講ぜられるよう、より一層の取組を強く要望するものである。

